

岡星寮 令和2年度 事業計画

1：基本方針

障害のある人もない人も地域で一緒に普通に暮らしていけるのが本来あるべき社会の姿であり、障害者支援施設である岡星寮においても、利用者が可能な限り家庭や地域で暮らしているのと同じような生活を営めるよう支援する。施設を家庭や地域と対立的に捉えることは誤りであり、岡星寮は「利用者全員の大きな家」を目指す。

そのため、生活支援員をはじめ全職員が一丸となって、利用者本位・自立支援に向けた福祉サービスのあり方を常に問い直し、より良いサービスを提供できるよう職員の研修や自己研鑽を支援するなど、人材の確保・育成に取り組み、職員がプロ意識と誇りを持って働ける就労環境を整備する。

また、サービスの提供が惰性に流れ、あるいは独善に陥ることがないように、施設を広く地域に開放し、家族会はもとより、ボランティアや実習生など外部の意見に謙虚に耳を傾ける。

2：重点事項

上記の基本方針を踏まえつつ、令和2年度においては、次の5項目を重点事項として施設運営に取り組む。

(1) 利用者本位のサービス提供

先ず何よりも、利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状態に即した個別支援計画を作成するとともに、適時見直しを行い、これに基づいて、変化と潤いのあるサービスの提供に努める。

特に、お花見やスイカ割り、かき氷や焼き芋会など、四季折々の季節を感じられる行事を積極的に取り入れるほか、クラブ活動や外出支援も漫然・画一的なものとならないよう工夫して行う。食事についても、単に栄養バランスが取れているだけでなく、寛いだ雰囲気の中で、食べて美味しく楽しめる家庭的な料理を提供するよう努める。

(2) 人材の確保育成

福祉サービスを提供するのは職員に他ならず、その資質が福祉サービスの質を決定づけることを踏まえ、今春から本格施行する人事評価制度も活用しつつ、人材の確保育成に努める。

人材の育成については、職員会議等に限らず、常日頃から職員間で自由闊達

な意見を交わすことを通じて、また、内外の研修や講演に職員を派遣することで、より高度で専門的な知識・技術の習得を図るほか、生活支援員全員が社会福祉士・介護福祉士の資格を取得すること、強度行動障害の研修を受講することを目標に支援を行う。

人材の確保については、近い将来、福祉サービスに従事する人材の不足が見込まれることを踏まえ、昨年の秋から導入された特定処遇改善加算なども活用して、働き甲斐のある就労環境を整備するとともに、職員の年齢構成にも配慮しながら、計画的な採用を進める。

(3) 施設建設に向けた用地取得・造成と建替費用の計画的積立

現在の施設は既に築49年を経過しており、耐震化工事を行って利用者の安全を確保してはいるものの、給湯・給排水設備や電気配線等をはじめ全般的な老朽化が進んでいる。のみならず、経過措置により救済されてはいるが現行の施設基準を充たしておらず、必ずしも良好な生活環境を提供できているとは言えないことから、出来る限り早期の移転新築が必要である。

そこで、年度前半を目途に建替用地を取得し、施設の基本設計・実施設計を行うとともに、年度内には取得した建替用地の造成工事を完了させるべく、開発許可や農地転用許可など必要な申請手続きを進める。また、建替計画の具体化を踏まえた資金計画の見直しと建替費用の計画的な積立てを行う。

(4) 開かれた施設運営、ホームページの充実

利用者の安全を確保するため、施設の立地条件を踏まえた避難訓練等の防災対策と合わせ、不審者の侵入防止といった防犯対策を講じるのは当然であるが、そのことによって施設が内向きとにならないよう留意し、家族会の開催やボランティア・実習生を積極的に受け入れ、学区のイベントにも参加するなど、地域に開かれた施設運営を行う。

また、施設の活動情報をタイムリーに提供出来るようリニューアルしたホームページを活用し、利用者家族やボランティアをはじめとして広く地域に親しまれるとともに、福祉の心を持った人材の確保に資するよう、内容の充実を図る。

(5) 効率的な組織運営、コスト意識の醸成

先行して行われた令和2年度診療報酬改定が+0.55%に止まるなど、国の厳しい財政状況から、社会保障給付費全体の伸びが抑制される趨勢に変化はなく、次期報酬改定も予断を許さない。このため、施設の安定的・継続的な運営を確保すべく、最少の費用で最大の効果を上げられるよう、効率的な組織運

営を図る。

特に、予算に基づき事業を統制できるよう、月次の決算状況を開示し、全職員がコスト意識を持って業務に当たる機運の醸成に努める。

3：運営方針

(1) 利用者の意思・人格の尊重

暴力・暴言や体罰などの虐待を絶対に行ってはならないのは勿論のこと、命令的・指示的言動に陥ることがないように厳に戒め、利用者一人ひとりの意思・人格を尊重し、敬意をもって接する。

(2) 個別支援計画の着実な実施

利用者の意向や障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これを定期的に、また、利用者の状況が変化した場合には随時に見直し、利用者が必要とする支援の提供に努める。

(3) 穏やかで快適な日常生活の確保

担当職員が利用者一人ひとりとなじみの関係や信頼関係を構築し、利用者の思いに添った個別支援に努め、家庭的な雰囲気の中でゆったりと落ち着いて暮らせるよう、生活の質の向上を目指す。

また、買い物や喫茶など、ゆとりの時間を充実したものにするとともに、ボランティアの支援も仰ぎながら、手芸・パソコンなどのクラブ活動や歌唱・音楽演奏、演芸などのレクリエーションを通して、生活にメリハリと潤いを提供する。

(4) 食生活と健康管理

利用者の食生活については、定期的な嗜好調査を行い、その結果を踏まえながら、個々の状態に配慮した健康的で美味しい食事の提供に努める。

また、利用者が健康な生活を送れるよう、週3日以上の入浴や歯磨きの援助、衣類管理の徹底、寝具の定期的な交換など、快適で衛生的な環境を確保するとともに、うがい手洗いの励行や日々の健康チェックにより、インフルエンザやノロウィルス等の感染症予防を徹底し、疾病・異常の早期発見と適切な対応に努める。

(5) 防災対策

火事や地震・土砂崩れ等に備え、万一災害が発生した場合にも利用者が危険を回避して身の安全を守り、迅速かつ整然とした避難行動が取れるよう、常日頃から繰り返し訓練を行う。

また、厨房など火気を取り扱う場所での消火確認、機械器具の整備点検を適正に行う。

(6) 職員研修の充実

年間の研修計画に基づき、施設内研修を計画的に実施するとともに、専門的知識・技術の習得や資格取得に繋がる外部研修に職員を派遣して、人材の育成とサービスの向上を図る。

(7) 家族会との連携の強化

利用者の健康状態や日々の暮らしぶりを知らせるなど、家族と密接な連絡を取り、良好な関係を維持する。特に病気やケガによる病院受診については、遅滞なく詳細な情報提供を行うよう留意する。

なお、成年後見制度の利用が必要な利用者については、関係機関と十分に連携して、後見申立の支援を進める。

(8) 地域福祉への貢献

大学や専門学校からの実習生を積極的に受け入れて、障害者福祉への理解を深め、福祉人材の育成に努める。また、地域のボランティアをはじめ、施設の利用希望者や支援学校の教員、相談支援事業所の職員等の施設見学を積極的に受け入れ、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(9) 利用者・家族からの苦情や意見・要望への対応

利用者や家族の苦情や要望をはじめ、実習生やボランティア等、第三者等の意見も真摯に受け止め、迅速で誠意ある対応に努めて、サービスの質の向上に繋げる。

苦情については、苦情解決規程に基づき、苦情受付担当者と苦情解決責任者が連携して適切に対応し、速やかな解決に努める。

また、寮長による利用者ヒアリングを年2回実施するとともに、第3者委員によるヒアリングも設定し、利用者の声を第3者委員が直接聴取する。

(10) その他

①施設・設備の点検改修

老朽化が進んでいる施設や設備の点検を行い、必要性や緊急度を考慮しながら、改修修理を行う。

②明るく風通しの良い職場づくり

職員が自由闊達に意見を述べられる職員会議や日々の朝礼を通じて、相互のコミュニケーションを円滑化し、すべての職員が働き甲斐を持ち安心して仕事を続けられるような、明るく風通しの良い職場づくりを進める